地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その一 略	第七条の十三の三 法第三十四条第一項第一号に規定する政令で定めるや	(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の範囲等)	三略	イ〜ハ 略	過する日)までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経	見真など言う場合につれるようで書から書きては、これでは、場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日(大	他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた	二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その	一略	に掲げる費用の支出とする。	第七条の十の四 法第三十二条第十項に規定する政令で定める支出は、次	(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)	改正案
二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その一 略	第七条の十三の三 同上	(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の範囲等)	三略	イ〜ハ 略	までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用	場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日	他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた	二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その	一略		第七条の十の四 同上	(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)	現

までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日いて、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日 (大規模な災他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合にお

イ〜ハ 略

三及び四 略

(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)

第三十五条の三の六 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する支出で

次に掲げる費用の支出とする。

略

政令で定めるものは、

過する日)までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日 (大場合により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その

三略

略

いて、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合にお

- までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

イ〜ハ 略

三及び四略

(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲

一略

第三十五条の三の六

同 上

場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた二災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その

イ〜ハ 略

までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用

三略

第四十八条の六の二 法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で **| 第四十八条の六の二**

定めるやむを得ない支出は、 次に掲げる支出とする。

_ 害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、 いて、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日(大規模な災 他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合にお までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その 三年を経過する日

いて、

その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日

イ〜ハ 略

三及び四 略

2 を除く。)とする。 前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額 損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される 法第三百十四条の二第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、 部分の金額 (保険金

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 5 44 略

45 とする。 な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるも として政令で定めるものは、 法附則第十五条第三十八項に規定する津波対策の用に供する償却資産 防潮堤、 護岸、 胸壁及び津波からの 時的

同上

略

他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合にお 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その

までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

略

イ〜ハ

三及び四

略

2 を除く。)とする。 前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額 損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額 法第三百十四条の二第一項第一号イに規定する政令で定める金額は (保険金

附 則

第十一条 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

2 5 44 略

二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。)への円滑な避難 防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第六十 政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分(津波 型)のでは、誘導灯、誘導標識をの他の協定避難用部分(津波

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特

のために必要な設備として総務省令で定める設備とする

例

分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。 当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区 らの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、 所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、 別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二十六条の二 び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定 六項において「株式等の譲渡」という。)による事業所得、 二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡 する株式等に係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の二の二第 等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額 法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得 当該損失の金額は、 (以下この項及び第 同項に規定 譲渡所得及 (租税特 への三第 これ 譲渡

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の

例

分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じの規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ

2 10 略

2 10 略

<u>\{</u>

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等)

、同項中「支出 」とある用される場合における第七条の十三の三第二項の規定の適用については、法附則第四十二条第一項の規定により法第三十四条第一項の規定が適

とする。

2

前日までにしたものに限る。)」とする。のは、「支出(法附則第四十二条第二項に規定する申告書の提出の日の

損失金額(次項及び第五項 において「特例損失金額3 第七条の十三の四の規定は、法附則第四十二条第一項に規定する特例

という。)を計算する場合について準用する。

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等)

第二十四条 正請求書) 震災特例法」 係法律の 第三項の規定による申告書(法第四十五条の三第 通知書が送達された時後に提出された法第四十五条の二第 とについてやむを得ない理由があると認める場合は、 該申告書に同条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がないこ る支出のうち法附則第四十二条第二項に規定する申告書(市町村長が当 で定めるものは、)又は前年分の所得税に係る東日本大震災の被災者等に係る国税関 臨時特例に関する法律 法附則第四十二条第一項に規定するやむを得ない支出で政令 の提出の日の前日までにしたものとする。 という。 第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げ 第四条第二項に規定する修正申告書若しくは更 (平成) 一十三年法律第 項の確定申告書を含 道府県民税の納 十九号。 項若しくは 以 下

のは、「附則第二十四条第一項に規定する 、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる」とある 用される場合における第七条の十三の三第二項の規定の適用については 2 法附則第四十二条第一項の規定により法第三十四条第一項の規定が適

」という。)を計算する場合について準用する。 損失金額(次項から第六項まで及び次条第一項において「特例損失金額3 第七条の十三の四の規定は、法附則第四十二条第一項に規定する特例

ーとする。

7 6 5 4 8 損失金額 出の日の前日までにしたものに限る。)」とする。 ついては、同項中「支出 定が適用される場合における第四十八条の六の二第二項の規定の適用に ものは、 とあるのは、)を計算する場合について準用する。 第七条の十三の四の規定は、 法附則第四十二条第三項の規定により法第三百十四条の二第一項の規 法附則第四十二条第三項に規定するやむを得ない支出で政令で定める 略 略 第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出 (以下この条 支出 (法附則第四十二 法附則第四十二条第三項に規定する特例 において「特例損失金額」という 一条第四項に規定する申告書の提 とする。 9 8 7 6 5 。)を計算する場合について準用する。 申告書若しくは更正請求書) 損失金額 ついては、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる 定が適用される場合における第四十八条の六の二第二項の規定の 項の規定による申告書 いてやむを得ない ものは、 金額が生じた年に」とする。 用については、 とあるのは、 第七条の十三の四の規定は、 略 略 | 附則第二十四条第七項に規定する

いて生じたものである場合における法附則第四十二条第 より控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年にお 同項中「平成二十三年に」とあるのは 「当該特例損失 項の規定の適

が送達された時後に提出された法第三百十七条の二第 書に同条第三項の規定の適用を受けようとする旨の記載がないことにつ のうち法附則第四十二条第四項に規定する申告書 法附則第四十二条第三項に規定するやむを得ない支出で政令で定める 法附則第四十二条第三項の規定により法第三百十四条の二第一項の規 又は前年分の所得税に係る震災特例法第四条第二項に規定する修正 第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出 理由があると認める場合は (法第三百十七条の三第 の提出の日の前日までにしたものとする。 市町村民 項の確定申告書を含む (市町村長が当該申告 項若しくは第三 税の納税通 が適用に 知書

(以下この条及び次条第三項において「特例損失金額」という 法附則第四十二条第三項に規定する特例

10 9 略 略

第二十五条

0) があるときは、 失の金額 親族の有する法附則第四十二条第一項に規定する資産について受けた損 象金額のうちにその者と生計を一にする第七条の十三第一項に規定する により控除された金額に係る法附則第四十二条第 0 規定の適用を受けた場合において、 年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、 (以下この項 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第一項 当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後 において「親族資産損失額」という。) 法第三十四条第一 一項に規定する損失対 項の規定の適 当該親族 用

資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2

所得割

損失金額が生じた年」とする。 定の適用については、 年において生じたものである場合における法附則第四十. 規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各 納税義務者の同項の規定により適用される法第三百十四条の二 法附則第四十二条第三項の規定の適用を受けた市町村民税 同項中 「平成二十三年」とあるのは 一条第三 の所得割 「当該特例 第 項 項 の規 \mathcal{O} 0

10

12 11 略

略

第二十五条 の規定の適用を受けた場合において、 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第一項 法第三十四条第一 項の規定の 適 用

により控除された金額に係る特例損失金額

三年 の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、 があるときは、 失の金額 親族の有する法附則第四十二条第一項に規定する資産について受けた損 のうちにその者と生計を一にする第七条の十三第一 (以下この項及び次項において「親族資産損失額」という。 当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後 において生じなかつたものとみなす。 項に規定する 平成二十

項中 おいて生じたものである場合における前項の規定の適用については、 より控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の各年に 納税義務者の同項の規定により適用される法第三十四条第一項の規定に 法附則第四十一 平成 二十三年」とあるのは 一条第一 項の規定の適用を受けた道府県民税の 当該親族資産損失額が生じた年」

2 0 があるときは、 失の金額 親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損 金額のうちにその者と生計を一にする第四十八条の六第一項に規定する より控除された金額に係る法附則第四十二条第三項に規定する損失対象 適用を受けた場合において、 年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第三項の規定の (以下この項 当該親族資産損失額は、 法第三百十四条の二第一項の規定の適用に において「親族資産損失額」という。 当該親族の平成二十四年度以後 当該親族

資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

とする。

適用を受けた場合において、法第三百十四条の二第一項の規定の適用に3 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四十二条第三項の規定の

より控除された金額に係る特例損失金額

三年 において生じなかつたものとみなす。 の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成二十の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成二十の年度分の値以下この項及び次項において「親族資産損失額」という。) 親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損 のうちにその者と生計を一にする第四十八条の六第一項に規定する

4 た年」とする。 は 各年において生じたものである場合における前項の規定の適用について 規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の 納税義務者の同項の規定により適用される法第三百十四条の二第 法附則第四 同項中 平成 \pm 一条第三 一十三年」とあるのは 一項の規定の適用を受けた市町村民税 「当該親族資産損失額が生じ 0 所得割 一項の 0

(東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例)

第二十七条 略

2

略

損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額(以下この額(法附則第四十四条第一項から第三項までに規定する平成二十三年純3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金

第二十七条 略

(東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例

.

2

略

損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額(以下この額(法附則第四十四条第一項から第三項までに規定する平成二十三年純3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金

では、第七条の九の規定を適用する。 で規定する他の雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当まであるとのであるときは、当該他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失ので、第七条の九の規定を適用する。)又は附則第二十四条第五項でして、第七条の九の規定を適用する。

4 7 略

8 のとして、第四十八条の三の規定を適用する。 当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたも 失金額の生じた年又はその翌年であるときは、 0) 項及び第十項において「特例対象純損失金額」という。)以外の純損失 損失金額、 額 に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損 金額をいう。 前 (法附則第四十四条第四項から第六項までに規定する平成二十三年純 項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金 被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額(以下この 以下この項において同じ。)又は附則第二十四条第十項 当該他の純損失金額又は

9及び10略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特

例

条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第一項四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七第二十七条の二 法附則第四十四条の二第一項の規定により法附則第三十

正規定する他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものの金額をいう。以下この項において同じ。)又は附則第二十四条第六項の金額をいう。以下この項において同じ。)又は附則第二十四条第六項項及び第五項において「特例対象純損失金額」という。)以外の純損失

4 7 略

8 のとして、第四十八条の三の規定を適用する 当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたも 失金額の生じた年又はその翌年であるときは、 項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損 の金額をいう。 項及び第十項において「特例対象純損失金額」という。) 損失金額、 額 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金 (法附則第四十四条第四項から第六項までに規定する平成二十三年純 被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額(以下この 以下この項において同じ。)又は附則第二十四条第十二 当該他の純損失金額又は 以外の 純損失

9及び10略

時特例 るのは るのは のは 租税特別措置法」 項の規定により適用される場合を含む。 あるのは 国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第 税特別措置法」と、 の規定により適用される場合を含む。 特例に関する法律 用される場合を含む。 律 項 適用される場合を含む。 とあるのは 「又は第三十五条の二第 (平成二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 「第三十六条 「第三十六条 関する法律 租税特別措置法」 「租税特別措置法」と、 「又は第三十五条第一項 とする。 (平成二十三年法律第二十九号) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 附則第十七条の三第二項中 (平成二十三年法律第二十九号) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 以下この項において同じ。 以下この項において同じ。 と 項」とあるのは 同条第二項の表中 同条第四項の表中) と、) 」と、 (東日本大震災の被災者等に係る 「又は第三十五条の二第一 「又は第三十五条第一 「同法」 「第三十六条」 第十一 「同法」とあるのは 「第三十六条」とあ 第十一 بح 項の規定により適 ٤, 項の規定により とあるのは 条の六第 条の六 「同法」 同法」と とある 第一 項 項

2

法附則第四十四条の二第三項の規定により法附則第三十四条又は法附

則第三

十五条の

一第

項

とあるのは

「又は第三十五条の一

一第

項

(東日本大

(平成二十

三年法律第二十九号)

第十一条の六第

項の規定により適用される場合

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「又は第三

|十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第

六条 る法律 十六条 法律 法」とする。 り適用される場合を含む。)」と、 税特別措置法」と、 の臨時特例に関する法律第十一条の六第 適用される場合を含む。)」と、 特別措置法 を含む。 合を含む。 「又は第三十五条第一 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 平 附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一 (平成二十三年法律第二十九号) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の 成 以下この 以下この項において同じ。 一十三年法律第二十九号) کر 項において同じ。 同条第四項の表中 同条第八項の表中 項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 「同法」とあるのは) と、 「第三十六条」とあるのは 「同法」とあるのは) 」 と、 第十 「第三十六条」とあるのは 第十 項の規定により適用される場 条の六第 一条の六第 「同法」 「同法」とあるの とあるの 「租税特別措置法 項」 臨 項の規定により 一租税特別措 項の規定によ 時特例に関す とあるのは は 第三十 は 「第三 租税 租

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

は、平成二十五年十二月三十一日とする。 第二十七条の三 法附則第四十四条の三第一項に規定する政令で定める日

る場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの関第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同別計量と

条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第十四条の二第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。

- 五年十二月三十一日とする。 | 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める日は、平成二十

5

条の二 受けた場合を含む。)とする。 の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第 村長の承認を受けた場合 規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町 期間その 項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四 別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同 大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二 る場合 人又は法人が、 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は |第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十| (同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの 延長が認められる場合を除く。 総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 であつて、 一項の税務署長の承認を 当該事業を行う個 月三十一 一第四項に 日であ 租 税特

3 2 第三十一条 6 第二十八条 ない。 一 〈 匹 の特例の適用を受ける者の範囲等 六及び七 五. られる場合には、 れを同条に規定する営業所等所在地の道府県知事に提出しなければなら 請求書に、 利子割の額の還付を請求しようとする者は、 還付の手続 五年十二月三十一日とする。 (東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の (東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税 法附則第五十 略 う。) 附則第三条第一 害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細 律 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 (平成二十三年法律第二十九号。 ただし、当該道府県知事においてやむを得ない事情があると認め 略 略 第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、こ 法附則第四十六条の規定によつて同条に規定する徴収された 略 一条第三項に規定する政令で定める者は、 当該書類を添付することを要しない。 項各号に掲げる事実が東日本大震災によつて被 次条において「震災特例法」とい 次に掲げる事項を記載した 次に掲げる者 は 平成二十 2 第三十一条 第二十八条 ない。 請求書に、 の特例の適用を受ける者の範囲等 六及び七 五. られる場合には、 れを同条に規定する営業所等所在地の道府県知事に提出しなければなら 利子割の額の還付を請求しようとする者は、 還付の手続 (東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の (東日本大震災 略 害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細 震災特例法 ただし、 附則第三 略 略 第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、こ 法附則第四十六条の規定によつて同条に規定する徴収され 略 当該道府県知事においてやむを得ない事情があると認め 一条第一 当該書類を添付することを要しない。 項各号に掲げる事実が東日本大震災によつて被 次に掲げる事項を記載した に係る不動産取得税

とする。

場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である 第四号において同じ。)の平成二十三年三月十一日における所有者 被災農用地(法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地をいう

三 個人である第一号に掲げる者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人が合併により消滅したときにおけるその合併 に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 該法人が分割により被災農用地に係る事業を承継させたときにおける その分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人である 法 別 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 回 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 回 第一号に掲げる者(この号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者 3

とする。

| 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

4

示が行われた日における所有者屋をいう。第四号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設定指一対象区域内家屋(法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家

二略

の者の三親等内の親族 「代替家屋」という。)に個人である第一号に掲げる者と同居するそ三 法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋(次項第三号において

三

略

法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋

(次項第三号において

兀

略

の者の三親等内の親族

「代替家屋」という。) に個人である第一号に掲げる者と同居するそ

とする。 法附則第五十一条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

示が行われた日における所有者屋をいう。第四号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設定指対象区域内家屋(法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家

四略

- 14 -

| とする。| 5 法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

日における所有者四号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた四号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた一対象土地(法附則第五十一条第五項に規定する対象土地をいう。第

町

有者と同居する予定であると道府県知事が認める者三 個人である第一号に掲げる者(以下この号において「対象土地所有者と同居する者又は当該土地の上にある代替家屋に当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四略

定指示が行われた日における所有者農用地をいう。第四号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設力が象区域内農用地(法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内

三 個人である第一号に掲げる者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは

4 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

とする。

日における所有者四号において同じ。)の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた対象土地(法附則第五十一条第四項に規定する対象土地をいう。第

一略

三

有者と同居する予定であると道府県知事が認める者同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該対象土地所道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者とする代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものともいう。)の三親等内の親族で、法附則第五十一条第四項に規定個人である第一号に掲げる者(以下この号において「対象土地所有

四略

おけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承 該法人が分割により対象区域内農用地に係る事業を承継させたときに に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 場合において 合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。 当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併 が法人である

7 の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項 5

前各項に規定する者が法附則第五十一条第一項から第六項までの規定

に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る不動産取得税の特例に関する手続)

第三十一条の二

の二第

の適用を受けようとする場合には、 に規定する道府県知事に提出しなければならない。 前各項に規定する者が法附則第五十一条第一項から第四項までの規定 総務省令で定める書類をこれらの項

(東日本大震災に係る固定資産税等の特例の適用を受ける固定資産の範

書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

項の規定の適用を受けようとする場合には、

総務省令で定める

独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十一条

囲等)

第三十三条の二 場設備及び車庫構築物とする。 設備その他の構築物で政令で定めるものは、 法附則第五十六条の二第三項に規定する線路設備 線路設備 電路設備 停 車 電路

2 規定する市町村の長に提出しなければならない。 規定の適用を受けようとする場合には、 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十六条の二 総務省令で定める書類を同項に 第 項

Г
-
L

- 17 -

附則第五条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百五十八号))

掲げる字句とする。	掲げる字句とする。
[に の上欄に掲げる <u>新令の規定</u> 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に	の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に
表 戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、次の表	
警 第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警	第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警
《び まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び	まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び
項 から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項	から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項
項	法施行令附則第三十一条第四項、第五項及び第七項、第三十二条第三項
ための立退きに係るものに限る。)の対象区域であった区域は、 <u>新令附</u>	ための立退きに係るものに限る。)の対象区域であった区域は、地方税
日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難の	日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難
-二 条において「警戒区域設定指示区域」という。)であって同年三月十二	条において「警戒区域設定指示区域」という。) であって同年三月十二
の 税法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この	
法律(平成二十三年法律第九十六号)第一条の規定による改正後の地方	
対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する	
発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に	項
第三条 平成二十三年四月二十一日における東日本大震災における原子力	第三条 平成二十三年四月二十一日における地方税法附則第五十一条第四
過措置)	過措置)
(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経	(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経
附則	附則
現	改正案

地方税法等改正法附則第二条の	法附則第五十一	附則第三十一条第	地方税法等改正法附則第二条の	法附則第五十一	附則第三十一条第
定する代替家屋			定する代替家屋		
る法附則第五十一条第三項に規	する代替家屋		る法附則第五十一条第四項に規	する代替家屋	
規定により読み替えて適用され	条第三項に規定		規定により読み替えて適用され	条第四項に規定	
地方税法等改正法附則第二条の	法附則第五十一		地方税法等改正法附則第二条の	法附則第五十一	
	示が行われた日			示が行われた日	
	警戒区域設定指			警戒区域設定指	
平成二十三年三月十一日	同項に規定する		平成二十三年三月十一日	同項に規定する	
定する対象区域内家屋	家屋		定する対象区域内家屋	家屋	
る法附則第五十一条第三項に規	する対象区域内		る法附則第五十一条第四項に規	する対象区域内	
規定により読み替えて適用され	条第三項に規定		規定により読み替えて適用され	条第四項に規定	
地方税法等改正法附則第二条の	法附則第五十一		地方税法等改正法附則第二条の	法附則第五十一	
者			者		
第三項に規定する政令で定める			第四項に規定する政令で定める		
て適用される法附則第五十一条			て適用される法 附則第五十一条		
則第二条の規定により読み替え			則第二条の規定により読み替え		
方税法等改正法」という。)			方税法等改正法」という。) 附		
三年法律第九十六号。以下			三年法律第九十六号。以下「地		
一部を改正する法律(平成二十			一部を改正する法律(平成二十		
政援助及び助成に関する法律の			政援助及び助成に関する法律の		
震災に対処するための特別	る者		震災に対処するための特別の財	る者	
るための地方税法及び東日本大	する政令で定め		るための地方税法及び東日本大	する政令で定め	
電所の事故による災害に対処す	条第三項に規定	三項	電所の事故による災害に対処す	条第四項に規定	四項

														1				
												七項	附則第三十一条第					五項
略	3					から第六項まで							前各項	示が行われた日	警戒区域設定指	同項に規定する		条第五項
		又は同条第六項	五十一条第四項若しくは第五項	読み替えて適用される法附則第	改正法附則第二条の規定により	から第三項まで、地方税法等	くは第五項又は前項	み替えて適用される第四項若し	。)附則第三条の規定により読	十八号。以下「改正令」という	令(平成二十三年政令第二百五	税法施行令の一部を改正する政	第一項から第三項まで、地方			平成二十三年三月十一日	る法附則第五十一条第五項	規定により読み替えて適用され
												五項	附則第三十一条第					四項
ド	\$					から第四項まで							前各項	示が行われた日	警戒区域設定指	同項に規定する		条第四項
			五十一条第三項若しくは第四項	読み替えて適用される法附則第	改正法附則第二条の規定により	若しくは第二項又は地方税法等	くは前項	み替えて適用される第三項若し	。)附則第三条の規定により読	十八号。以下「改正令」という	令(平成二十三年政令第二百五	税法施行令の一部を改正する政	第一項若しくは第二項又は地方			平成二十三年三月十一日	る法附則第五十一条第四項	規定により読み替えて適用され